

カーボンニュートラル経営セミナー事業業務の委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

カーボンニュートラル経営セミナー事業業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

なお、本業務は国の交付金を活用し実施する業務であり、交付決定がなされなかった場合又は減額されたときは、このプロポーザルの中止・変更等を行うことがある。

1 業務概要

(1) 業務名

カーボンニュートラル経営セミナー事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「カーボンニュートラル経営セミナー事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託先数

1 団体

(4) 委託期間

契約締結日から令和 9 (2027) 年 3 月 26 日 (金) まで

(5) 委託費

6,651,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。) を上限とする。

2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者 (同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。) 又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者 (同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例 (平成 22 年栃木県条例第 30 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

3 応募スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| (1) 実施要領等の公表 | 令和 8 (2026) 年 5 月 11 日 (月) |
| (2) 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和 8 (2026) 年 5 月 18 日 (月) 17 時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 8 (2026) 年 5 月 20 日 (水) |
| (4) プロポーザル参加表明書提出期限 | 令和 8 (2026) 年 5 月 25 日 (月) 17 時まで |

- (5) 企画提案書の提出期限 令和8(2026)年6月3日(水)17時必着
(6) 審査結果の通知 令和8(2026)年6月16日(火) (予定)

4 応募方法等

(1) 質問及び回答方法

- ① 提出期限 令和8(2026)年5月18日(月)17時まで(必着)
② 提出書類 質問書(様式1)
③ 提出方法 メール
④ 回 答 令和8(2026)年5月20日(水)までに県ホームページに掲載

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和8(2026)年5月25日(月)17時まで(必着)
イ 提出物 参加表明書(様式2)
応募資格誓約書(様式3)
ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便に限る。)
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。
※郵送の場合は、到着確認のための電話連絡を行うこと。
エ 参加辞退 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和8(2026)年6月2日(火)までに、辞退届(様式任意)を提出すること。

(3) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和8(2026)年6月3日(水)17時まで(必着)
② 提出書類
ア 企画提案書(任意様式)6部(正本1部、副本5部)
※企画提案書中に見積金額・内訳を記入すること。
イ 見積書(任意様式)1部
ウ 事業実績(直近2年分)(任意様式)6部(正本1部、副本5部)
(企画提案書内に含むことも可)
※審査の公平を期すため副本には参加者名やロゴマーク等、参加者を
特定できるような情報を記載しないこと。

③ 提出方法 持参又は郵送

(4) 担当部局及び書類提出先等

栃木県産業労働観光部産業政策課次世代産業創造室
住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20(栃木県庁舎本館6階南側)
電話：028-623-3203/FAX：028-623-3167
E-mail：sangyoshinko@pref.tochigi.lg.jp

5 審査・選定方法

(1) 審査方法

企画提案書について、県が設置する審査会において書面審査を行う。内容を踏まえ、各選定委員が審査基準に基づき審査を行い、各選定委員の評価点数の合計点が最も高い1者を契約候補者とする。該当する企画提案者が複数あった場合には、委員ごとの順位付け及び評価項目の各得点を総合的に踏まえて、委員の協議により、企画提案者の順位を決定し、1位となった企画提案者を契約候補者に定める。

審査員の採点の合計が、評価点の合計の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。企画提案者が1者のみの場合は、最

低基準点を満たした場合に契約候補者とする。

(2) 審査項目

別表の審査基準のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。

(4) その他

選考審査会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

6 契約に関する事項

(1) 上記5の審査において選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。

(2) 契約に当たっては、企画提案書を基に細部について協議の上、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）等の関係法令に基づき、本要領1(5)に掲げる額の範囲内で契約締結する。

(3) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

(4) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とする。

8 失格事由

以下の事項に該当する場合は、失格となることがある。

(1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合

(3) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(5) 本要領に違反すると認められる場合

(6) その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき

9 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

- (2) プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (3) 参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書等に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。
- (5) 委託業務における制作物の著作権は栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (7) 本プロポーザルの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。